

事務連絡  
平成22年12月28日

都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業  
の対象経費について

標記事業の実施については、日頃より多大な御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業の対象経費については、「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針」（以下「特別支援事業運営指針」という。）によりお示ししていますが、この対象経費について、子どもの将来のための貯蓄が可能となるよう最終調整しています（別添参照）。

これについては、平成23年度の子ども手当の5大臣合意（12月20日）における「児童養護施設に入所する子ども等についても、法律に基づき支給する。」に関し、現在、平成23年度の子ども手当について貯蓄を可能とする方向で検討していることや、これまでの地方自治体、施設関係者からの強い要望等を踏まえたものです。

なお、実施に当たっては、安心こども基金管理運営要領及び特別支援事業運営指針を一部改正するほか貯蓄に関する取扱い等を新たに定めることとしており、来年早々に通知したいと考えています。

つきましては、特別支援事業の事務手続の変更など所要の対応について御理解いただきますとともに、施設関係者等に特別支援事業の貯蓄が可能となることについてあらかじめ周知されるようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

電話 03-5253-1111（代表）

課長補佐 度会 哲賢（内線7819）

E-mail:watarai-tekken@mhlw.go.jp

調整係長 村本 利成（内線7830）

E-mail:muramoto-toshinari@mhlw.go.jp

(別添)

# 特別支援事業に係る児童の貯蓄について(案)

「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業」については、以下の取扱いを実施のうえ、対象児童の将来のための貯蓄を可能とする。

## ○貯蓄を行う場合の取扱い(施設長等※)

貯蓄を行う時期は平成23年3月31日まで

- ・貯蓄は対象児童名義の新規口座に、施設長等が預金し管理<sup>(注)</sup>する。
- ・貯蓄の管理は、通帳の保管方法、金銭出納手続等必要な事項を定めた施設の管理規程等を整備して実施。

(注)児童の貯蓄の財産管理については、民法第830条第1項による意思表示のうえ施設長等を管理者として指定することを予定。

貯蓄をした場合の報告(事業実績報告)

- ・貯蓄したことを明らかにする書類(通帳の写し等)を事業実績報告書に添付。
- ※施設長等とは特別支援事業の事業実施者をいう。

## ○実施主体※による適切な指導

- ・施設長等が上記の貯蓄を行う場合は、管理規程の整備など必要な指導を行う。
- ・特別支援事業終了後の子どもの貯蓄は、施設監査等の機会を通じて必要な点検・指導を実施。

※実施主体・都道府県・指定都市・児童相談所設置市